

福井県報

第 325 号
令和 6 年
11月19日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更の予定（460～464・森づくり課）……………1
- 道路の区域の変更（465・道路保全課）……………3
- 道路の供用の開始（466・同）……………3

公 告

- 令和6年度クリーニング師試験の実施（医薬食品・衛生課）……………3
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（県立病院・3件）……………4
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………5
- 建築士法第9条第1項に基づく建築士の免許の取消し（建築住宅課）……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（図書館）……………6

教育委員会告示

- 令和7年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）、令和7年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和7年度連携型中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和7年度福井県立高等学校入学者選抜のための学力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）ならびに令和7年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項（10・高校教育課）……………6

告 示

福井県告示第460号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小浜市上田90号原谷27の1から27の4まで、28、29の1、29の2、30、31、32の1、32の3、32の4、33の1、33の2、34から36まで、37の1、37の2、91号別所谷1から5まで、6の1、6の2、7から11まで、12の1、12の2、13から17まで、18の1、18の2、19の1、19の2、20から23まで、25
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第461号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小浜市下根来79号布谷1の2、82号椎ヶ谷3の57から3の65まで、3の85から3の97まで、84号伯父ヶ谷37の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第462号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三方上中郡若狭町河内47号下場ヶ谷6の2、48号丸尾谷5の2、49号寂仙坊1の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第463号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三方上中郡若狭町河内47号下場ヶ谷6の36から6の48まで、48号丸尾谷5の1、5の17から5の55まで、49号寂仙坊1の1、1の3から1の90まで、62号割谷5の1から5の3まで、5の29から5の35まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第464号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝山市荒土町細野116字新道上山17の1、17の3、17の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第465号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年11月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	今立郡池田町板垣45字有本2番2から 越前市南坂下町28字高畑12番1まで	8.5 ～ 32.6	3,207.3
		旧	今立郡池田町板垣45字有本2番2から 越前市南坂下町28字高畑12番1まで	8.5 ～ 32.6	3,207.3

福井県告示第466号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年11月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	417号	今立郡池田町板垣45字有本2番2から 越前市南坂下町28字高畑12番1まで	令和6年 11月24日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度クリーニング師試験（以下「試験」という。）を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和48年福井県規則第37号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日時

令和7年2月7日（金）午前9時30分から

2 試験場所

福井産業技術専門学院

福井市林藤島町20-1-3

3 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識および技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

5 受験願書の配布

(1) 配布期間

令和6年11月19日（火）から同年12月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日は除く。）

(2) 配布場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課、県健康福祉センターおよび福井市保健所の窓口とする。また、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからもダウンロードできる。

6 受験手続

受験に際し必要な事項は、次のとおりとする。 (1) 出願書類 ア 受験願書 イ 履歴書 ウ 受験資格を有する旨を証明する書類 エ 戸籍抄本（現在の氏名とウの証明書類の氏名とが異なる場合に限る。） オ 写真 1 葉 （出願前 6 月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦 4 5 ミリメートル、横 3 5 ミリメートルの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの） (2) 受験手数料 7, 0 0 0 円 ※受験手数料は下記ア、イのいずれかの手段により納付すること。 ア 福井県収入証紙 7, 0 0 0 円分を受験願書の所定の欄に貼り付ける。（消印はしないこと。） イ 福井県の手数料納付システムを利用し、コンビニ支払いまたはクレジット払いで 7, 0 0 0 円を納付した後、システム利用時に発番される申込番号を福井県収入証紙貼付欄に記載する。 (3) 受験願書の提出先 県内に住所を有する者は住所地を管轄する健康福祉センターに、福井市に在住する者は福井市保健所に、県外に住所を有する者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出すること。 (4) 受験願書の提出期間 令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）から同年 1 2 月 1 3 日（金）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土曜日および日曜日を除く。）とし、郵送により提出する場合は必ず書留郵便で行い、令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。 7 受験通知書の送付 受験願書を受理したときは、受験票に代えて、受験番号を記載した受験通知書を送付する。 8 合格者の発表 令和 7 年 2 月 2 5 日（火）午前 1 0 時から、同年 3 月 1 1 日（火）午後 5 時 1 5 分までの期間、合格者の受験番号を福井県庁 1 階の掲示板、各健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。 9 試験結果の取扱い 受験者本人より、試験結果について提供を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点および科目別得点の情報を提供する。 (1) 提供期間	令和 7 年 2 月 2 5 日（火）から同年 3 月 2 5 日（火）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、2 月 2 5 日は午前 1 0 時からとし、土曜日、日曜日および祝日を除く。） (2) 提供場所 福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 (3) 提供請求に必要な書類 受験票および受験者本人であることを証明する書類 1 0 その他 受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 3 5 5）宛てに行うこと。（対応時間は平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで） 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号。以下「規則」という。）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。 令和 6 年 1 1 月 1 9 日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る物品の名称および数量 X 線 C T 診断装置システム 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 福井県福井市四ツ井 2 丁目 8 番 1 号 3 落札者を決定した日 令和 6 年 1 0 月 1 7 日 4 落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市問屋町 4 丁目 9 0 1 番地 5 落札金額 3 0 1, 1 8 0, 0 0 0 円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 規則第 4 条の規定による公告を行った日 令和 6 年 9 月 3 日 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号。以下「規則」という。）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。
--	--

令和6年11月19日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る物品の名称および数量 臨床用ポリグラフ 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 3 落札者を決定した日 令和6年10月17日 4 落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市問屋町4丁目901番地 5 落札金額 42,900,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和6年9月3日 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和6年11月19日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る特定役務の名称および数量 陽子線がん治療センター 磁気共鳴画像診断装置修繕 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 3 落札者を決定した日 令和6年10月17日 4 落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市問屋町4丁目901番地 5 落札金額 200,530,000円 6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札 7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和6年9月3日 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。 令和6年11月19日 福井県知事 杉本 達治 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称 吉田郡永平寺町下浄法寺7字大門1番1、1番2、12番、13番1、13番2、14番1、14番2、15番1、15番2、16番1、16番2、17番1、17番2、17番3、17番4、17番5、17番6、18番1、18番2および18番3ならびに10字寺前2番、3番3、3番4、4番、5番1、5番2、5番3、5番4、6番1、6番2、6番3、6番4、7番1、7番2、15番1、15番2、16番1、16番2、17番1、17番2および18番1 2 開発許可を受けた者の住所および氏名 岐阜県高山市問屋町43番地 すみれ地域信託株式会社 代表取締役会長兼社長 井上 正 建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。 令和6年11月19日 福井県知事 杉本 達治
---	---

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しを受けた 建築士の氏名	免許の取消しを受けた 建築士の別	免許の取消しを受けた 建築士の登録番号	免許の取消しの理由
令和6年11月7日	荒川 悟	二級建築士	第5562号	建築士法第9条第1項第2号による（死亡の届出）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館情報システムサービス提供業務調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立図書館
福井県福井市下馬町51-11
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年10月4日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社NTTデータ北陸
石川県金沢市広岡3丁目1-1
- 5 随意契約に係る契約金額
393,910,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第10号

令和7年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）、令和7年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和7年度連携型中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和7年度福井県立高等学校入学者選抜のための学力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）ならびに令和7年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項を別冊のとおり定める。

令和6年11月19日
福井県教育委員会

